



【 令和元年度の税制改正について 】  
(法人県民税・事業税、地方法人特別税関係)

1 法人事業税の税率が改正されました

令和元年10月1日以後に開始する事業年度から、次のとおり法人事業税の税率(所得割及び収入割)が改正されました。

改正後の各事業年度の税率は、次のとおりです。

- 【下表の事業年度区分】
- 区分1・・・平成26年10月1日から平成27年3月31日までに開始する事業年度
  - 区分2・・・平成27年4月1日から平成28年3月31日までに開始する事業年度
  - 区分3・・・平成28年4月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度
  - 区分4・・・令和元年10月1日以後に開始する事業年度(白抜き部分)
- 法人事業税 (※は、平成28年度の税制改正で税率を改正)

法人／割の区分		課税標準の区分	事業年度の区分毎の税率				
			区分1	区分2	区分3	区分4	
① 外形標準課税対象法人	付加価値割	一律	0.48%	0.72%	1.2%	1.2% (※)	
	資本割	一律	0.2%	0.3%	0.5%	0.5% (※)	
	所得割	事務所等の所在する都道府県が3以上の法人	一律	4.3%	3.1%	0.7%	1.0%
		上記以外の法人	所得のうち年400万円以下の金額	2.2%	1.6%	0.3%	0.4%
所得のうち年400万円を超え800万円以下の金額			3.2%	2.3%	0.5%	0.7%	
	所得のうち年800万円を超える金額	4.3%	3.1%	0.7%	1.0%		
② ①以外の普通法人等	所得割	資本金の額が1千万円以上で事務所等の所在する都道府県が3以上の法人	一律	6.7%	6.7%	6.7%	7.0%
		上記以外の法人	所得のうち年400万円以下の金額	3.4%	3.4%	3.4%	3.5%
			所得のうち年400万円を超え800万円以下の金額	5.1%	5.1%	5.1%	5.3%
			所得のうち年800万円を超える金額	6.7%	6.7%	6.7%	7.0%
③ 特別法人	所得割	資本金の額が1千万円以上で事務所等の所在する都道府県が3以上の法人	一律	4.6%	4.6%	4.6%	4.9%
		上記以外の法人	所得のうち年400万円以下の金額	3.4%	3.4%	3.4%	3.5%
			所得のうち年400万円を超える金額	4.6%	4.6%	4.6%	4.9%
④ 収入金課税事業を行う法人		収入金額に対して一律	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%	

☆法人県民税

区 分	事業年度の区分毎の税率			
	区分1	区分2	区分3	区分4
資本金又は出資金の額が1億円を超える法人又は資本金又は出資金の額が1億円以下で、課税標準となる法人税額が年1千万円を超える法人		4.0%		1.8% (※)
上記以外の法人		3.2%		1.0% (※)

※法人住民税の税率が下がりますが、地方法人税(国税)の税率が上がるため、合計の税負担は変わりません。

## 2 特別法人事業税の創設(地方法人特別税の廃止)について

令和元年10月1日以後に開始する事業年度から地方法人特別税が廃止されるとともに、特別法人事業税が創設されます。

### 【課税標準】

法人事業税(所得割・収入割)の税額

主な税率区分	地方法人特別税	特別法人事業税
	平成28年4月1日から 令和元年9月30日まで に開始する事業年度	令和元年10月1日以後 に開始する事業年度
外形標準課税対象法人	414.2%	260%
資本金1億円以下の 普通法人等	43.2%	37%
特別法人	43.2%	34.5%
収入金課税事業を行う法人	43.2%	30%

※負担は変わらないよう制度設計されています。

## 3 大法人の電子申告義務化に伴う措置について

① 電気通信回線の故障、災害その他一定の理由によりeLTAXの使用が困難と認められる場合において、書面により申告書を提出することができるものと認められるときは、地方公共団体の長の承認を受けて、申告書及び添付書類を書面により提出することが可能になります。

② 法人税(国税)の申告においてe-Taxの使用が困難と認められ、書面による申告書の提出について納税地の所轄税務署長の承認を受けたときは、法人住民税及び法人事業税の申告において、その旨を記載した書類を申告書の提出期限の前日まで又は申告書に添付して地方公共団体の長に提出した場合には、申告書を書面により提出することについての地方公共団体の長の承認があったものとみなされます。

③ 総務大臣が、eLTAXの障害等により電子申告が困難であると認めるものが多数に上ると認める場合において、告示を行うことにより、申告書及び添付書類を書面により提出できる期間を指定することが可能になります。

### ◆大法人の電子申告義務化の概要

平成30年度税制改正により、一定の法人が提出する法人住民税及び法人事業税の納税申告書、申告書に添付すべきものとされている書類については、電子情報処理組織を使用する方法(eLTAX)により提供しなければならないこととされました。

### ◆対象となる法人

次の内国法人が対象になります。

- ① 事業年度開始の時ににおいて資本金の額等が1億円を超える法人
- ② 相互会社、投資会社、特定目的会社